

現
行

○留 学

- ・大学の判断により、履修できる授業科目や単位認定の方法等、大学間で協議を済ませた外国の大学で学修することをいう。大学の判断で修業年限に通算することが可能。
- ・上記によらず、学生が個人として在学中に休学し、外国の大学で学修する「休学留学」の場合、修業年限には通算できない。

ダブル・ディグリー

共同教育プログラム

○単位互換協定

- ・国内大学間と同様に、我が国の大学が外国の大学又は短期大学と単位互換協定を結んだ場合、留学等により修得した単位について、自大学で修得したものとみなすことができる。
- ・昭和47年の制度発足当初は学士課程の場合、30単位が上限であったが、現在は60単位まで認められている(修士課程は10単位が上限)。

○外国大学日本校の指定制度

- ・外国大学の日本校のうち、当該外国の学校教育制度において当該外国大学の一部と位置付けられているものを指定し、当該外国大学に準じて取扱うことを可能とする制度。
- ・上記制度により、我が国の大学院への入学資格、大学への転学、大学等との単位互換について国内の大学と同様に認めている。(H25.8末現在、4校)

○海外キャンパス

- ・我が国の大学が外国において学部、研究科、学科等の組織を置いて教育活動を行う場合、大学設置基準等を満たしたものについては我が国の大学の一部(海外校)として位置付けることを可能とするための制度。
- ・海外オフィスや交流拠点は多くの大学が設置しているが、海外キャンパスの活用事例はまだ無い。

新
規

◇ジョイント・ディグリー

- ・連携する大学間で開設された共同プログラムを修了した際に、複数の大学が共同で単一の学位を授与する制度で、欧州を中心に発展。
- ・我が国においては、国内の大学間では「教育課程の共同実施制度」によりすでに共同の教育課程編成及び学位授与が可能となっている。

◇海外サテライト(仮称)

- ・上記の海外キャンパスのように学部・学科等の大規模な組織は設けず、国内のサテライトキャンパスのように簡易な方法で海外展開を可能にする制度。
- ・一方で、外国における学生の学修環境の確保等、展開される教育の質にも十分配慮することが求められる。

ジョイント・ディグリーに関する議論の経緯

- 平成20年9月～平成20年9月の文部科学大臣諮問「中長期的な大学教育の在り方について」を受けて、欧州のエラスムス計画やボローニャプロセスなどの動きを踏まえ、我が国の大学がダブルディグリー等の国際的な共同教育プログラムを通じた、各国・地域との組織的・継続的な教育連携の構築を促進するための方策について、中教審での議論が開始された。
- 平成22年5月 中教審大学分科会大学グローバル化検討ワーキンググループにおいて、「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」を策定。本ガイドラインにおいては、海外との大学連携促進を目的として、これまで必ずしも明確でなかった関連用語の定義や留意事項等の整理を行い、各大学での円滑な連携関係構築のための指針を示した。
- ※この時のジョイント・ディグリーに関する整理では、複数大学による単一の学位記の授与ではなく、法制的に可能であったサティフィケートの発行を想定したものだ。
- 平成23年1月 「第5期・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について」において、ジョイント・ディグリーについて、以下のとおり大学教育のグローバル化に関する検討課題として整理した。
- (検討すべき課題)
- (イ) ダブル・ディグリーに続いて、今後、ジョイント・ディグリー（複数大学が連携で学位記を授与）が可能となるような制度的な対応の検討
- (検討事項例)
- ・大学設置基準をはじめとする関連法令の規定の在り方
 - ・教育課程、単位、学位等に関する取扱い
- 平成24年2月 有識者による「ジョイント・ディグリーの在り方に関する検討会」が開催(平成23年7月～平成24年2月:計10回)され、検討会としての報告書(参考資料1)がとりまとめられた。本報告書においては、ジョイント・ディグリー等についての、国際的な状況を概観しつつ、海外大学とのジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーの定義及び意義や質保証の仕組みの在り方、ジョイント・ディグリー・プログラム編成に当たっての留意点を整理し、国際共同学位についての基本的な考え方をとりまとめた。(→平成24年4月の第60回大学院部会に検討状況を報告)
- 平成25年5月 教育再生実行会議の第三次提言において、「国は、(中略)ジョイント・ディグリーの提供など現行制度を超えた取組が可能となるような制度面・財政面の環境整備を行う」ことが提言された。
- 平成25年7月 大学分科会グローバルワーキンググループ(第1回)開催。ジョイント・ディグリー等の検討を開始。²

基本的考え方

- ◇ 外国大学とのジョイント・ディグリーについては、学位に対する各国の法制度の違いから、国際的に確立した制度はなく、各国・各大学が手探りで進めているところ。
- ◇ そのような中で、我が国の大学の国際的プレゼンスを高め、今後の高等教育における国際的なルール・メイキングを主導していくためには、積極的に、フィージビリティのあるジョイント・ディグリーについての制度設計を打ち出していくことが重要。

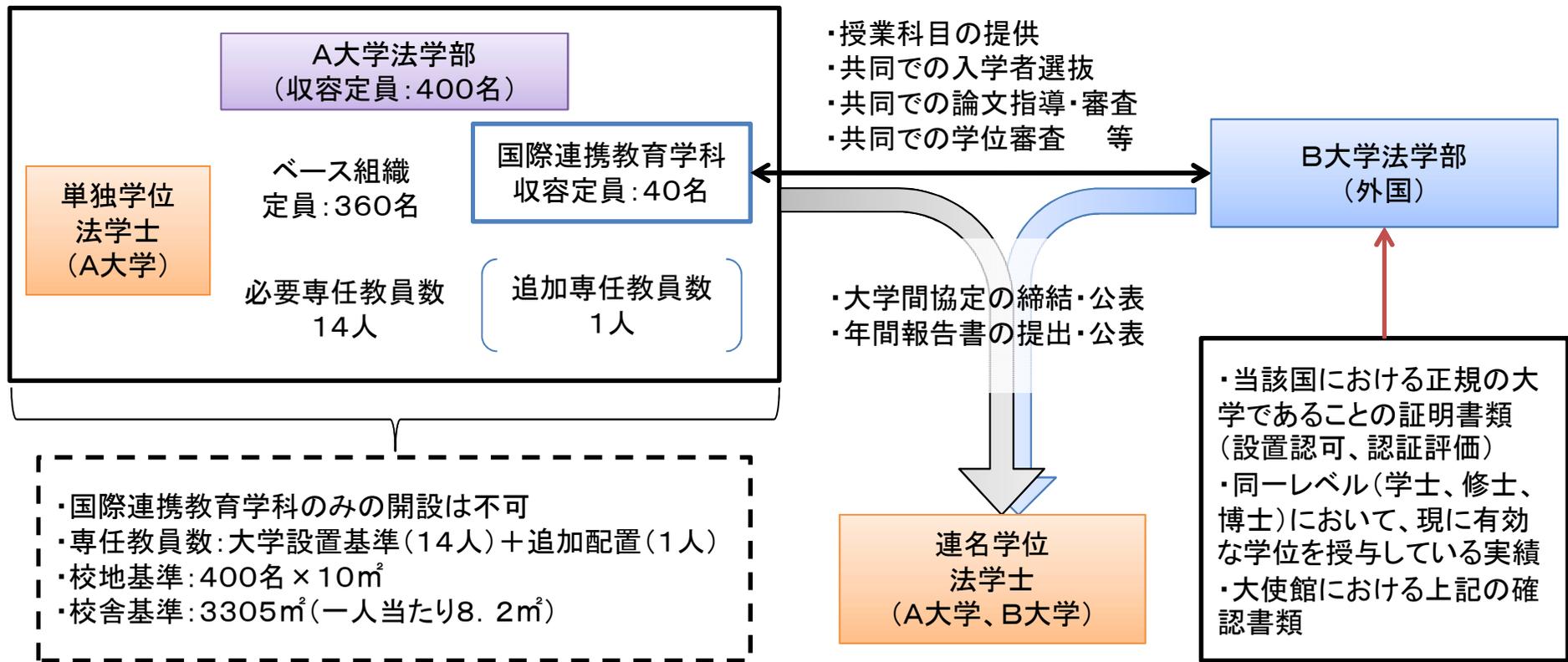
外国大学が授与する学位

- ◇ これまで、ジョイント・ディグリーの普及においてネックとなってきたのは、外国大学による学位授与を、国内の学位授与として整理するかどうか、という論点。
- ◇ この点、大別して、下記の二通りの考え方が想定される。
 - (ア) 外国に所在し、外国の法制度に基づいて認可を受けた外国大学を、我が国の制度においても認可の対象とする
 - (イ) 外国大学による学位授与を、国内の学位授与から切り離し、あくまでも我が国の大学が授与する学位とする。
- ◇ (ア)の考え方は、国家間で学位に関する法制度が異なり、かつ、属地主義の制約がある中、速やかに実現することは困難。一方、(イ)の場合には、あくまでも日本の学位としての扱いとなるため、国家間での法制度を調整する必要がなく、できる限り早期にフィージビリティのあるジョイント・ディグリー制度を実施していくためには、(イ)の考えに基づいた制度設計が適当。



基本的な制度設計

- 大学設置基準を改正し、大学の学部・学科が外国大学と連携して教育研究を行う「国際連携教育課程」(仮称)を設けることができるものとし、当該課程を行う組織として、一定の要件を課した「国際連携教育学科」を置くものとする。
- 「国際連携教育課程」(仮称)の特殊性に着目して、当該教育課程の性質を学位記において明らかにするため、学位規則を改正し、当該課程の修了者に対して、我が国の大学が、外国の大学と連携して、連名で学位を授与することを認める。



【大学設置基準で規定する事項】

- ①日本の大学に関する要件
- ②外国の大学に関する要件
- ③大学間協定に関すること(→告示で詳細を規定し、大学間協定の内容についても審査の対象とする)

※告示で規定する事項(例)

- 大学間協定の締結と重要事項の規定(教育課程の編成、研究指導、安定的・継続的な修学指導体制、学生の在籍、入学者選抜、学生納付金、奨学金等、教職員の身分、課程の責任者、学位審査、学位授与、教育研究活動の評価、事務体制等について適切に規定していることを確認)
- 大学間協定の内容の提出・公表
- 年次報告書の提出・公表

- ④単位認定に関する規定

①日本の大学に関する要件

- ・「国際連携教育学科」の定員は、当該学科を置く学部の**収容定員の一定割合以内**とする。
- ・「国際連携教育学科」には、**専任教員の追加的配置**を求める。ただし、校地・校舎や施設設備については、教育研究上支障がない限りにおいて、当該学科が所属する学部等の組織との合計値が、大学設置基準に定める基準を満たしていればよいものとする。
- ・学位を授与するためには、日本の大学で半数以上の単位を修得することを求める。ただし、一定の要件を満たす「共同開設科目」については、日本の大学の単位とみなすことができる。

②外国の大学に関する要件

- ・**当該国において適切な質保証**(設置認可、認証評価)を受けており、ジョイント・ディグリーと**同レベルの学位について、既に有効な学位授与を行っている実績**があること。また、必要に応じて、**大使館において当該事実が確認**できること。
- ・学位授与に名前を連ねるためには、当該外国大学で**31単位以上を修得**していること、当該外国大学が**主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設**していること。

③大学間協定等

- ・ジョイント・ディグリーを授与する日本の大学と外国の大学は、告示で規定した一定の重要事項(教育課程、学生の在籍、入学者選抜、授業料等)について取り決めた**大学間協定を締結し、提出・公表**すること。
- ・国際連携教育課程の活動に関する**年次報告書を提出・公表**すること。

④ 単位認定の特例

・国際連携教育課程の場合には、外国大学と共同で授業科目を設定することが想定されることから、一定の要件を満たす「共同開設科目」について、日本の大学が提供する授業科目とみなすことができる。(大学設置基準では、卒業要件単位のうち過半数は自大学が提供する授業科目の修得単位であることが求められており、他大学で修得した単位の認定は60単位までとされているが、共同開設科目については、特例的に60単位を超える単位認定を認める。)

単位認定に関する考え方

124単位

半数(62単位)以上の修得が必要

62単位までのカウントが可能

○共同開設科目の単位

○日本の大学で修得した単位

○外国大学(JD構成)で修得した単位
※ただし、外国大学が学位授与に名前を連ねるためには、31単位以上の修得が必要

○その他の単位(※制度上は60単位までが上限)
※JD以外の大学における単位、既修得単位等

日本の大学で修得することが必要な単位

単位互換、単位認定することが可能な単位